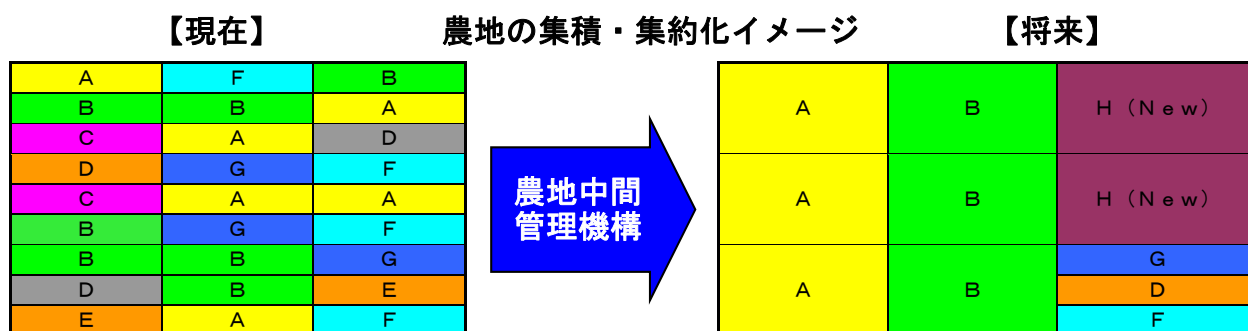


農地を借りたい方々へ

農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大や効率化、新規参入などを進める担い手の方々に、農地を集積・集約して貸し出す制度です。

農地中間管理事業を活用しましょう

- 様々な地権者から借受けたさ農地を、極力集積・集約して貸付けますので、規模拡大や営農の効率化などを進めることができます
- 公的機関である静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）から農地を貸出しますので、地主さんなどとの直接交渉がなく、安心して営農できます
- 大勢の方から農地を借りても、賃料の支払いは公社(機構)1ヶ所で済みます



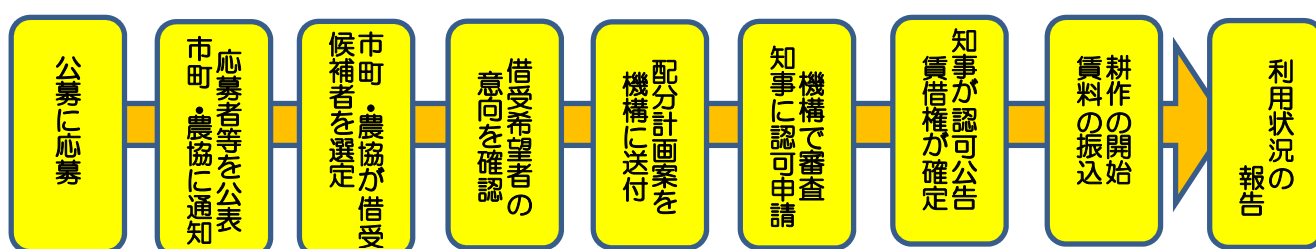
借受希望者を公募します

- 農地を借りたい方を、公社(機構)がインターネットなどで公募しますので対象区域などをご覧になって、応募してください
- 新規参入、新規就農の方も応募できます
- 借受ける方は、「人・農地プラン」などに配慮しつつ地域の農業がより強化されるよう、選定されます
- 応募しても、希望の農地が必ず借受けできるとは限りません



農地を借りられるまで

- 公社(機構)が行う公募に応募すると、公社(機構)が受付けた後、法令に基づいて氏名などを公表し、市町または農協(JA)の担当部署にも通知します
- 通知を受けた市町または農協(JA)は、地域の話合いまたはその他の方法で、貸付け申込みのあった農地と、応募の内容を調整して借受候補者を選定します
- 借受候補者が選定された場合には、その候補者に意向を確認します
- 借受候補者の意向が確認され次第、市町または農協(JA)に農用地利用配分計画案を作成して頂き、公社(機構)に提出して頂きます
- 公社(機構)は、提出のあった農用地利用配分計画案を審査して、知事に認可を申請します
- 知事が、申請のあった旨を公告縦覧し、認可後も公告し、受け手への貸付が確定します。



借受期間や地代など

- 借受期間は、10 年を原則とします
- 借受農地について、毎年、農地利用状況報告書を提出する必要があります
- 地代は、地域の平均的な地代となりますが、基盤整備の状況や果樹など耕作の状況を勘案して決定されます
- 地代は、毎年 12 月に 1 年分を、公社(機構)の指定口座に振込んで頂きます



ご相談やお申し込みはこちら

(公社のホームページをご覧ください)

<http://www.shizuoka-nk.or.jp/tyuukannkannri.htm>

お住まいの市町の農政担当課、お近くの農協(JA) 営農担当課及び農地利用調整推進員

(その他) 静岡県経済産業部農業ビジネス課 各農林事務所企画経営課 静岡県農業会議 各市町農業委員会 JA静岡中央会農政営農部

農地中間管理機構

公益社団法人 静岡県農業振興公社

〒420-0853 静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 7 階 054-250-8988